

導論 -アジア的生産様式-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2019-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福本, 勝清 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20531

導論—アジア的生産様式

福 本 勝 清

1 「アジア的生産様式」との出会い

筆者が最初にアジア的生産様式に関心をもったのは、おそらく1970年代前半のことであった。当時、文学部史学地理学科東洋史専攻の学生だった筆者は、松崎つね子先生の授業で、中国古代史の代表的な理論の一つとして「水の理論」があることを教えられたのである。

松崎先生は多分、西嶋定生、増淵龍夫、木村正雄などの方法論や理論とともにウィットフォーゲル「水の理論」が紹介され、批判的に言及されたのだと思う。ただ、その当時すでに新左翼に傾斜していた筆者にとって、ウィットフォーゲルは反共の徒であり、革命の裏切り者であり、その「水の理論」を受け入れるなどとは考えもしなかった。ただ、「水の理論」がマルクスのアジア的生産様式に由来することは知っており、アジア的生産様式自体については、マルクスの残した東洋を理解する手がかりの一つとして、いつか本格的に学びたいと考えていた。たとえば、松崎先生から紹介された中国古代史家侯外廬の『中国古代社会史論』（人民出版社1955）を図書館から借り、まだ中国語も読めないのに、漢文読みで強引に齧っていたが、侯外廬は中国では数少ないアジア的生産様式論者の一人であった。

だが、アジア的生産様式とはアジア的停滞論であるとの見方は、当時、中国研究者の間ばかりでなく、左翼一般のなかで依然として根強く残っていた。1979年から1981年にかけて、2年ほど中国研究所事務局に在籍し、勤

務の傍ら所員（石田米子女史）を中心として行われていた歴史研究会にも出席していたが、そこでの長老たちの発言—「アジア的生産様式論争は極めて観念的なものであって、いまさら検討する価値もない」—も、それを裏づけるものであった。ただ、だからといって筆者のアジア的生産様式に対する関心が衰えたわけでもなかった。

1970年代後半は、ちょうど、1960年代中葉に始まった戦後日本におけるアジア的生産様式論争の最終局面を迎える頃であり、十数年の間に蓄積された論文や著作はかなりの数にのぼっていた。なかでも、塩沢君夫、福富正実、太田秀通、平田清明、望月清司、石母田正、黒田俊雄、吉田晶、原秀三郎、中村哲、熊野聰、小谷汪之など、戦後のアジア的生産様式論争史を飾る主要な論客の著書が次々に出されていたが、そのほとんどを1980年前後にはすでに読んでいたものと思われる。

1981年秋、筆者は中国に留学した。ほどなく、長くタブー視されていたアジア的生産様式に関する議論が、文革後、徐々に始まっていたことを知り、さっそく論文を収集し、それらをまとめて「中国におけるアジア的生産様式論争の復活」（1982）を書いた。筆者にとって最初のアジア的生産様式に関する論文であった。論争の批評、概括なので、自己の見解を積極的に述べているわけではないが、ただ、論評の方法や各論者への評語のなかに、筆者のアジア的生産様式に関する考え方がすでに表れている。

中国には1984年まで滞在したわけだが、読んでいたのは、主に中国共産党史関係の書物であった。文革後、中国共産党史関係を中心に、歴史評価の見直しが進み、新しい資料が次々と出され、中国近現代史の面目が一新した時期であった。それらの資料や研究を読みながら、左翼運動のスタイルにおいても、或はマルクス主義理解においても、あらためて彼我の差を知らされることが多かった。

たとえば、第三次極左路線の時期（1927-1937）、上海の党中央から、各地方の革命根拠地に中央特派員が派遣される。特派員は現地幹部を粛清し、

党中央に忠実な新指導部を成立させる。この時期の肅清とは、降格や左遷もあるが、中心人物に関しては多くの場合、処刑を意味した。武装闘争（遊撃戦争）の時代なので、現地幹部は当然武装している。中央特派員は単独か、或は護衛を含め数名でやってくる。それでも、この種の決定は、ほとんどの場合、そのまま執行される。反抗は稀である。どうしてであろうか。それまで、困難のなか命を懸けてゲリラ闘争を行ってきた現地の指導者が、中央の路線とは異なるというだけで、こうも簡単に抹殺されてしまうのか、不思議であった。中央とは大権を意味する。そして、この中央の大権の前には、現地指導部はほとんどの場合、無力であり、逆らうことは難しかった。

当時の日本の新左翼の発想では、意見の相違が昂じれば、分派に行き着くだけであった。無理に組織維持をはかったとしても、中央が下部組織を圧倒することは不可能であった。圧倒しようとすれば、下部組織のメンバーは離脱するだけだったからである。上記のような、中国の党中央と下部組織の関係においては、このような離脱・分派の可能性はない。

中国滞在が長引くにつれ、中国が単一権力社会であることに気づくようになった。中国においては、まさにウィットフォーゲルのいう「社会よりも強力な国家」が存在する、そのことが自分の意識のなかに深く刻み込まれるようになったといえる。一番顕著な事実、一度最高指導部（党中央）の決定が下るや、その決定を覆すことはできないことであった。たとえば、我々の社会—戦後日本—のような、国家や政府とは独立した様々な政治団体、経済団体、労働団体、各種メディアがある社会においては、政府の決定は、最終決定ではない。そのような権力配置と、諸団体相互の関係のなかにおいて、政府および政権党の決定は、その後、諸団体の批判や抗議行動によって、修正される。政府の決定は、極端な場合は政権党自身の反対によって、或いはより一般的な場合は議会野党の反対によって、修正され、時には無効になる可能性もある。そのような社会においては、何よりも、最高指導者とか最高指導部などといったものが存在しない。

中国で暮らして、権力の源泉が一つしかない社会、そういう社会があることに初めて気が付いた。それを現実化しているのは、あらゆるところに存在する党組織であった。党支部あるいは党组といったものが、中央政府、地方政府など各級政府の各部門、解放軍の各機構および各部隊、大衆団体、企業、教育機関、地域にあるばかりでなく、公認の宗教組織や民主諸党派のなかにも食い込んでいた。各機関・各団体のなかに存在する党支部もしくは党组は、指導機関である場合もあれば、改革開放後の企業内の党支部の場合のように、監視機関に近い場合もある。このような党組織を全国に張り巡らすことによって、最高指導部の意志を社会の隅々まで貫徹させている。そこで、最高指導部（党中央）の決定に反対することはできない。反対を表明すれば、反党・反革命分子として法的に処分される。

このような社会において、最高指導部が大躍進や文革などのような、誤った政策を遂行すれば、事は重大である。一般的ケースでは、誤った政策が下部組織にまで伝わり、それにもとづいて様々な施策が執行されたとしても、党内外の面従腹背によって、不十分にしか実施されない場合もありうる。だが、最高指導部の威信がかかるような場合、或いは党内対立・権力抗争が絡んでおり、一方が圧倒した場合などでは、一方的な方針が末端まで貫徹する。そうなれば、その方針や政策が行き着くところまで行き着く以外に道はなくなる。最悪の場合、大躍進政策のような自己崩壊—実際に生じたのは経済的な破綻と大飢饉であった—というしかない状況に陥る。

単一権力社会においては、国家は全能であるように見える。実際に、国家もしくは政府から自立した団体がない以上—あるとすれば反政府組織もしくは秘密結社ということになる—、社会は国家をコントロールしえない。ウィットフォーゲルのいう「社会より強力な国家」の出現である。

ただ、留学中も、帰国後も、筆者が書いたもののほとんどは、中国共産党史に関するものであった。とくに、関心の中心は1920年代から1930年代にかけての土地革命の時期であった。前述したように1970年代末から80年代

にかけて、次々に新しい資料が登場し、それまでの中国革命や中国共産党に対する見方が大きく変わる時期であったので、従来の研究者も、新しく研究を始めた者も、条件はほぼ同じであった。むしろ、先輩の研究者たちは、古い枠組みにとらわれているだけ、不利だともいえる状況であった。ともあれ、古い世代も、新しい世代も、新資料を前に一斉に「ヨーイドン」という状態であった。

中国共産党史を研究するにあたって、自分なりに心掛けたのは、可能な限り広い視野に立つことであった。従来の共産党史は、毛沢東や周恩来など著名な指導者のみを対象としたものであった。党史とは指導者交替史或いは路線闘争史であった。それを少なくとも地方党部の指導者をも含めたものにしたかった。ちょうど、『中共党史人物伝』（人民出版社）が出始めた頃であったが、まずは500人とか1000人の指導者の規模で党の動向を考えたかった。また、革命根拠地（紅区）ばかりでなく国民党支配地区（白区）の党組織や大衆運動（一二・九運動）の動向、或いは長征期に取り残された南方根拠地の生き残り方、そして党内抗争からはじき出された人々、革命根拠地における肅清運動によって党から排除され・抹殺された人々、そして党や軍（紅軍）と農民大衆の間（および周辺）に存在した様々な反社会分子（秘密結社、幫会、匪賊）等々、従来軽視しがちであった要素も取り込んで、中国共産党の革命というものを考えようとした。

肅清の問題は、とくに学生運動の世代としてはゆるがせにできない問題であり、その起源や拡大する要因の分析には力を注いだ。肅清は共産主義運動において起るだけではなく、地上での理想社会建設を目指す社会運動に共通した病（やまい）であった。さらに肅清に類似した歴史現象、たとえば妖術追放、魔女狩りなどについても目を広げていった。また、匪賊は、伝統中国の農村の社会構造から析出され、匪賊の増大は社会不安に直接結びついており、農民叛乱など社会変動の起因の一つともなっている。いずれにしても、中共党史を肅清や匪賊といったことがらを含めて論ずることは、単なる政治

史を越えて社会史の領域へと越境することになった。

1990年代に入り、筆者は、『中国革命への挽歌』（亜紀書房 1992）、『中国共産党外伝』（蒼蒼社 1994）、『中国革命を駆け抜けたアウトローたち』（中公新書 1998）を出版し、北京留学以来の中国共産党史・中国革命史研究を一段落させることになった。実際には、次の研究プランとして、「民国期を旅する人々」のような社会史的テーマを考え、少しずつ準備を進めていた。だが、その前に、やりたいこと、やるべきことがあった。

中国革命を論じる時、当時の中国が如何なる社会であったかが問題となる。それはまず、革命の当事者たちがどう考えていたのかが問題であると同時に、それらを踏まえ当該研究者がどう考えるのかの問題でもある。民国期、とくに中国革命が新しい段階を迎えた1927年以降、中国社会の現状分析および中国革命の方向をめぐる幾つかの重要な論争が起きた。特に重要なのは、中国の伝統社会および現状がアジア的生産様式かどうかをめぐるの議論であった。論争はまずソ連（コミンテルン）で起り、ついで日本、そしてさらに中国へと波及した。それが著名なアジア的生産様式論争の始まりであった。

筆者は、このような中国の社会性質あるいは現状分析の探求において、鈴江言一が『支那革命の階級対立』（太閤閣 1930）で示した見解が、当時としてはもっとも正しいものであったと考えている。鈴江は、表現としては当時のコミンテルン主流派の見解に合せながらも、伝統中国の社会が封建社会ではなく、微妙な言い回しをしつつ、アジア的生産様式に基づく社会であることを認めたのである。

実際のところ、それまでの筆者の中共党史研究において、伝統中国の社会性質や現状分析をめぐる論争については、当時の論争の経過を簡略に述べること以外はしていない。せいぜいが、コミンテルンや中国共産党が主張するウエスタン・インパクト以前の中国社会を封建社会であるとする規定に対しては、疑問を持っていることを述べるにとどまっていた。

1990年頃だと記憶しているのだが、当時ILO東京事務所に勤務していた石井知章教授と二人で、ウィットフォーゲル『東洋的専制主義』の読み合わせを月に一度、約一年ほどやったことがある。丁寧な読み合わせや熱心な討論を積みかさねたつもりであったが、アジア的生産様式に関する自分の見解として世に問う自信がつくまでには至らなかった。

そのことは、筆者が極めて慎重だったということになるが、それらに関しては二つの要因が絡んでいる。一つは、論文にせよ、著作にせよ、筆者が読み手として期待していたのが、所謂親中国派と呼ばれる人々であった、ということに関係している。実際に、この頃の筆者の論文の過半が、『中国研究月報』など中国研究所発行の雑誌に掲載されていたように、筆者は広い意味での親中派に属しており、まずそれらの人々を対象に論文を書いていた。さらに、新・旧左翼の中国に関心を持つ人々を読み手として想定していた。これらの人々は、大なり小なり、中国を理想化して考えており、そのような人々に筆者らが中国で、実際に目で見たこと、感じたことをそのまま伝えるのは難しかった。多くの場合、我々中国帰りが語ることは、それらの人々にとっては、中国に対する悪口と受けとめられた。語るにつれ、聞き手は、次第に不愉快な顔をし、最後には、そんなひどいところに、あなたどうして三年もいたのか、などと非難されるのが落ちであった。

留学からの帰国後、北海道に帰省した折り、札幌で、宿泊先に叔父と従兄がやってきて、中国のことが聞きたいということで、中国での体験を話したことがある。彼らは党員であった。数時間ほど話した後、彼らは異口同音に、「社会主義を実践するというのは、それは大変なことだから、彼らの失敗や欠点は目に見てあげるべきだ」、などと言って帰っていった。これはショックであった。彼らは日頃中国共産党を批判してやまない日本の党に従う人々であった。その彼ら在必死になって中国を擁護し、中国の欠点については目に見なければならぬと力説する。

中国に関心を持つ人々に中国の実情を伝えることだけでも、容易なことで

はなかった。ましてや、伝統中国が封建社会ではなく、アジア的生産様式に基づく社会であると納得させるのは、ほとんど不可能なことであった。何故ならば、アジア的生産様式論は、マルクス主義の歴史においては、ソ連の党や中国の党によって否定された理論であり、且つアジア的停滞論であり、反共理論であったからである。

もう一つ、筆者の研究スタイルの問題があった。筆者は、歴史分野の読者として、社会経済史的研究よりも、社会史的研究に強く惹かれていた。それは筆者自身が歴史研究を始めてからも変わらなかった。歴史家は歴史を語るべきだと、筆者は考えていた。その意味で社会史的なスタイルの方が、好ましかった。『中国革命を駆け抜けたアウトローたち』は、本来「中国革命の社会史」として書かれたものであった。

もちろんマルクス主義を信ずる人間として、社会経済史的研究が重要であることは理解していた。だが、戦後一世を風靡した社会経済史のスタイルの論文や著作は、筆者には、論文や著書それ自体がみな社会経済的な注釈(書)のように見えた。

しかしながら、マルクス主義の創始者の歴史書、たとえば『ドイツ農民戦争』、或いは同時代史ともいふべき『ルイ・ボナパルトのブリュメールの18日』などは、注釈書ではない。たしかに、時代に対する社会経済史的な規定を述べている部分はある。しかし、それを基礎として、事件全体が如何に推移したのか、諸運動の帰趨とそれらの重合が如何なる結果をもたらしたのか述べた、豊かな歴史叙述である。社会経済史的注釈をもって歴史叙述に換えたりはしていないのである。

もし筆者が正面から中国＝アジア的生産様式論を展開しようとするならば、社会経済史的方法でやるしかなかった。だが、それまで政治史や社会史に重点を置いて研究を進めてきた筆者は、経済史に本格的に取り組んだことはなかった。では、どこから始めるべきか。マルクス主義的な社会経済史的研究の蓄積がある中国農村社会論から始めることにした。戦前・戦後の日

本における中国農村社会論の研究者たちの過半はマルクス主義者、或いはその影響を強く受けた人々であった。とくに、戦前から戦中にかけて、華北農村慣行調査を行った満鉄調査部の面々は、みなそうであった。彼らは、日本資本主義論争における一方の主役、講座派の理論的な影響を受けていた。その満鉄マルクス主義と呼ばれている人々のなかでも対立があり、1930年代中葉に、大上末廣らのグループと中西功らのグループの間で行われた満州経済論争および中国統一化論争は、中国資本主義論争ともいえるものであった。彼らは、それぞれの論拠を講座派理論から引き出していたのである。そこから必然的に、中国農村社会論の理解のためにも、日本資本主義論争についてある程度理解しておかなければならなくなった。そして、そのような理解は、戦前のアジア的生産様式論争の理解にも役立つことになった。というのも、1930年代日本のアジア的生産様式論争の論客たちは、広い意味で、いずれも講座派に属しており、彼らの論争自体が、日本資本主義論争—日本封建論争ともいう—の一部として行われたものであったからである。

アジア的生産様式を論じる前に、アジア的生産様式がどのように論じられてきたのかを総括すべく、日本における『アジア的生産様式論争史』「戦前編」、「戦後編」、「第二次論争編」を書いた。ちょうど2003年からの在外研究直前の時期であった。現在の目から見れば、とくに「戦前編」と「戦後編」が不十分であった。前者については、論争をとりまく時代に対する認識が浅かったこと、そして、アジア的生産様式に対して一見消極的な見方、否定的な見方の中に、積極的な見方、肯定的な見方が存在していたことを見逃していたことが挙げられる。後者については、戦争直後から1955年までの時期について、ほとんど考察がなされていなかったことである。

2003年から2005年にかけて、在外研究の機会を得て、中国雲南に赴いた。本来、その前に「中国におけるアジア的生産様式論争史」を書き終えるつもりであったが、日本編が全体で400枚にまで長くなり、在外前に、中国編にまで踏み込む時間がなくなってしまった。

雲南滞在中は、いわゆる照葉樹林文化地帯の景観と歴史の関りに対する興味が深まった。雲南は歴史的にはインドシナ半島の一部でもあるが、二年間の雲南滞在は、インドシナ半島から東南アジア島嶼部までも含めた地域を、アジア的生産様式論において、如何に位置づけるべきかを考える契機となった。

一方、今後もアジア的生産様式論のような歴史理論に拘り続けるべきかどうか、迷うところもあった。やはり、様々な歴史状況における人間の生き方を描きたいという欲求も少なからず残っていた。さらに、アジア的生産様式などのような理論的テーマを深く追求しようとするれば、マルクス主義の創始者たちの文献をも研究対象とせざるをえず、そのようなテキスト・クリティークのためには、日本語・中国語・英語のほか、是非ともドイツ語やフランス語を取得しなければならないのではないかと考えた。自分の年齢を考えれば、たとえたとどしく読むレベルに達することを目標にしたとしても、始めるにはもう遅いのではないか、という不安もあった。在外研究の後半は、主に長距離バスに乗りつつ中国農村の町から町へと旅をした。雲南からはやはり長距離バスでラオスやベトナムの国境沿いの町を訪ねた。行きつ戻りつしながら、自分が一番やりたい思うことをやるべきだと考えるようになった。

帰国後、やはり歴史理論をテーマとする研究を継続することにした。まず、中国西南に点在する奴隷制の研究から、奴隷制を人間社会の歴史において、どう位置づけるかを考えた。研究再開にあたり奴隷制を出発点としたのは、奴隷制が中国西南のヒルトライブなどのプリミティブな社会にとってよく知られた社会システムであったからであったが、それとともに、ソ連の公式史学においては、アジア的生産様式とは東洋古代の奴隷制であるとする見解が主流であったからでもある。これら奴隷制に関する一連の研究によって、奴隷制とアジア的生産様式との種差を明確にすることを目指した。

そして、この頃から、ドイツ語の学習を始め、さらに数年後にはフランス

語を始めた。いずれも、辞書を使いながら、たどたどしく論文を読むレベルにしか達しなかったが、それらなしでは、西欧におけるアジア的生産様式論争の概要を書くことは不可能であった。

自分固有の見解として、アジア的生産様式を論じることが可能になったのは、2010年前後からであった。かつ、久しく侮蔑用語であった「水の理論」をアジア的生産様式に関して肯定的に使うことができるようになったのもこの頃からである。

2010年以降、再び、アジア的生産様式論争史「中国編」を書き始め、続いて、1964年以降の西欧もしくは欧米におけるアジア的生産様式論争史を書き、一応、内容的に或いはレベル的には不十分ながらも、日本・中国・西欧におけるアジア的生産様式論争の歴史を完成させることができた。また、最近数年は、最初に戻り、論争史戦前編、戦後編の再検討を通じて、アジア的生産様式論が打ち建てられた具体的な歴史状況を探る試みを行っており、その具体的な歴史状況こそが、野呂栄太郎以来のアジア的生産様式論理解の特質を構成していることを明らかにしている。

2 今、なぜ、アジア的生産様式なのか

さて、過去の議論においては、アジア的生産様式とは、往々にしてアジア的停滞論であった。もっとも典型的な論調は次のようなものである。アジア的社会においては、原始社会を脱した後においても共同体の諸関係が強く残っているため、土地私有の発展が遅れた。その結果、奴隷制や封建制の発展を阻害し、さらには私有財産制度を基礎とした諸産業の発展を遅らせ、ひいては資本主義の生成を不可能ならしめた、というものである。そのことが、勃興しつつある資本主義経済に支えられ、軍事力を高めた西欧列強の攻勢のまえに、アジア諸国が植民地化する大きな要因となった。そして、植民地化はアジア諸国の経済発展をさらに遅らせることになった、と。

なぜ、政治支配が成立し、階級社会に移行した後も、共同体的諸関係の強い残存が見られたのであろうか。アジア的社会における農業は、治水・灌漑などの水利事業を必須としており、水利事業は共同体農民の賦役および貢納によって遂行・維持が可能となる。それゆえ水利農耕の維持は共同体的諸関係を維持せしめることになる。このような認識がいわゆる「水の理論」の前提となる。

戦後、問題とされたのは、戦時中、転向左翼の一部が、このようなアジア的社会の長期停滞への認識をもって、遅れた国—中国—への進んだ国—日本—の干渉（侵略）を正当化・合理化したことであった。日本においては、遅れた民族への進んだ民族の支配を正当化する口実としてアジア的停滞論が利用されている例はほかにもある。

だが、すでに時代は21世紀であり、過去、アジア的生産様式論の主役であった中国は、いままさに経済発展を遂げ、すでにGDPにおいてアメリカに次ぐ世界第二位の地位にある。そればかりか、2020年代、もしくは30年代初頭にはアメリカを追い越す可能性まで指摘されている。中国だけではない。従来、アジア的生産様式論の対象であったアジア諸国、とくに西欧列強の旧植民地国であったインド、インドネシア、ベトナムなども、今まさに経済発展のただ中にある。

このような状況において、いまさら、アジア的停滞論はないであろうし、アジア的生産様式論の出る幕ではないとの批判もあろう。しかし、本当にそうであろうか。2000年前後、前世紀から今世紀への転換期の時期、2002年WTO加盟が近づいた時期、中国については以下のような期待が語られていた。①持続的な経済発展によって誕生した中産階級は、政治の民主化を要求し、党と政府は、その強い要求に晒されるであろう。②経済発展の更なる持続は、起業家や経営者たちの自発性や創造性をなくしては維持し得ない以上、その障害となる硬直した政治システムの改変が遠からず必要となるはずである。③情報通信革命のもと、国境を超えたコミュニケーションが可能とな

る。それを通じて、中国国内においても独裁政権の情報管理や世論操作を批判することが可能となる以上、党と政府による情報統制は次第に困難となるだろう。④北京オリンピック（2008）や上海万国博（2010）などによる大量の外国人の到来や、豊かになった中国人の観光、留学、あるいは駐在や出稼ぎなどによる海外体験は、外に向けよりオープンな国家や社会となる大きな契機となろう。

では、今日、それらの幾つかは実現したであろうか。皮肉なことに、持続的な経済発展の結果は、それらをもたらすことはなかったのである。それらの何一つをも実現させなかった、それどころか、現在、我々が目にしてるのは、ほぼ逆の現象である。中国における民主化の可能性はいよいよ消滅しつつあるばかりか、再び独裁の強化が図られつつある⁽¹⁾。また、それに合せ、内外の検閲・情報統制が強化されている。企業家たちは国内において依然として党・政府に周りに結集し、国家の力を背景に海外進出しつつある。一方、観光や留学などにより、海外体験をつんだ人々のなかに、異文化を理解し、自文化を相対化しうる人々が増えていることは事実である。だが、それらは依然として少数派にとどまっており、何かの面で世論に影響を与える可能性はない。それが、今日の現実である。

なぜ、中国の経済発展に際し、上記のような期待が存在したのであろうか。多分、答えは、現実の資本主義諸国の歴史がそうだったから、というのであろう。人はオランダ、イギリス、アメリカ等の歴史を想起するであろうし、また戦後日本を想起する者もいるかもしれない。

問題を経済発展と政治の民主化に焦点をあてるとすれば、私企業の発展が問題となる。中国民間企業の平均寿命は2年半或いは5、6年ともいわれている。この短い企業寿命を考えれば、中国のほとんどの私企業は、創業し、瞬間にフェードアウトする。企業家たちは、ともかく儲けられるだけの間だけ会社を営み、財産をすらないうちにさっと撤退するのであろう。そうである以上、それらの私企業は政府とはほぼ無縁の存在であろう。だが、一度

成功すれば、まったく違う光景がまっている。そして、それと同時に、中央・地方の各級政府機構との関わりが密になって行く。私企業だから、ベンチャー企業だから、国家や政府と関わりがない、などということは考えられない。

中国企業の本流は、諸部門の国営企業を中心とした企業群であり、それぞれ政府の関係部門と密接につながっており、このような企業群のヒエラルヒーのなかに払い下げられた元国営企業の私企業や、私企業上がりの准国営企業といったものが包摂される。いずれにせよ、それらの私企業は、国家の政治意志に反して企業活動を続けることはできない。

中国の企業家、資本家は、3タイプに分れそうである。①上記の私企業の創業者であり、たたき上げ、成り上がりタイプの企業家たちである。②国営企業、準国営企業を含めた経済諸部門において実際の経済手腕を発揮し企業家としてのし上がってきたタイプである。そして最後は、③いわゆる特権階級の人々、高級幹部の子弟たちが資本家に変身した者たち、である。革命の元勳の子弟たちは「太子党」として知られるが、かれらの場合、企業家としての力は未知数—というよりない—であろう。それゆえ、彼らには、党および政府の様々な便宜や特別待遇が与えられる。優良企業の役職、企業経営における銀行からの有利な条件での貸し付け、希少資材の優先的な提供等々。それらにより、大規模不動産の所有や巨額金融資産の形成がはかれる。彼らが企業活動を実際に行うとしたら、ビジネス活動に秀でた前二者との合作が欠かせないであろう。

これらの資本家のなかで、草の根タイプ以外の資本家にとって、その企業経営は、国家もしくは政府の経済活動に依存して経営が成り立っていると考えるべきである。また、草の根タイプも、規模が大きくなり、党や政府の注目するところとなれば、それら—党および政府の役人たち—と相互に利益を分かち合いつつ企業活動を続ける以外にないであろう。

欧米や日本の多くの中国経済専門家は、どの程度、これらのことを理解し

ていたのであろうか。ある程度理解しつつも、なお「経済発展→政治の民主化」に期待していたのであろうか。あるいはそれ以上に、欧米各国の政治家たちが、「経済発展→政治の民主化」の発展図式を信奉していたのであろうか。筆者にはまるで、各国の中国専門家やチャイナロビーの人々が、私企業あるいは私的な利益追求のための「自由な経済活動」を、民主化を促す不思議な力でも宿っているかのように、取扱っていたとしか思われぬ。

3 所有の質、所有の強さ

この問題をもっと突き詰めれば「神聖なる私有財産」の観念に行き着く。「私有財産」が内蔵する力こそが、有産者の政治的な力となり、いずれは国家をもコントロールする、と思念されているのである。問題はなぜ私有財産、私的所有がそれほどまでに評価されるかである。問題の根は深く、文明に初期にまで遡ると思われる。

筆者はこの間、マルクス『資本制生産に先行する諸形態』やエンゲルス『反デューリング論』など、マルクス主義の創始者たちの、国家論、共同体論、所有形態論といった観点から、所有と権力の問題を考察してきた。ここでは、そのモデリングを参照しつつ、古代農業における土地と農民が如何なる社会を作るかを考察してみたい。

まず、一方の例としてヘシオドスの農業をあげる。ヘシオドス『仕事と日々』における農村生活は、我々の農村に似ていない。農業経営に他者が関わってこないのである。ヘシオドスの隣人は、まるで、近代の都市における隣人のように、奇妙に疎遠な印象を与える人々である。隣人は、労働や生産の場には登場しない。よき隣人は、食卓の友人として、また、異変の際には真っ先にかけつける存在として登場する。よき隣人がいれば、泥棒に遭うことない、とヘシオドスは言う。

そして、生産は、すべて自分とその家族、そして奴隷によって行ふ。生産

に必要な用具、役畜(耕牛)はすべて自分で持っているべきで、他人から借りることをあてにしてはならない。誰にも頼らず、すべて自分で行う。飢えへの備えですら自らの責任において行う。他人に哀れみを乞うてはならない。まさに、自己経営(小経営的生産)という言葉がぴったりである。

では、彼の生活は、どのような政治支配のもとにあるのであろうか。だが、『仕事と日々』に、支配者はほとんど登場しない。貢租を集めたり、賦役を命じたりする存在は登場しない。国、法廷、裁き、領主などという語彙が出てくる以上、誰か支配者がいて統治しているはずだが、具体的な存在としては登場しない。

マルクス主義古典古代史家である太田秀通『東地中海世界』(1977)は、ヘシオドスをクレロス所有農民であり、自己のクレロスを自ら耕作する独立自営農民の範疇に属するとする(太田 pp.86-87)。クレロスとは、ギリシア諸都市の共同体成員の所有地であり、世襲され、クレロス所有者であることが共同体成員の条件であった。父親の死後、そのクレロスをめぐって、ヘシオドスは弟とその相続を争ったのであった。さらに太田は、ヘシオドスの農民とは、自ら額に汗して労働する自給自足的な自由な共同体成員で、少数の奴隷と雇用労働を前提とする直接生産者であり、貴族政期アテネのポリス共同体成員の中核部分であった中小土地所有農民のかなりの部分がこのヘシオド斯的農民であった(p.182)。と述べている。

ヘシオドスは農民、直接生産者であるにもかかわらず、貢租に悩まされているわけではない。それどころか『仕事と日』には、租税の話は出て来ない。また、領主や貴族について言及はあり、その無法を嘆いているにもかかわらず、年貢や地代についての言及もないのである。では、このような共同体農民の上に築かれる政治活動とは、どういうものであろうか。

まず、政治活動はおそらくそれぞれ自弁で行っているだろうということである。貴族やポリスの有力者は、貿易や他の経済活動で得た富を使って政治活動しているのであろう。ソロンの時代には、おそらくは端境期に穀物を借

りその返済に収穫物の六分の一を返すヘクテモロイ（六分の一）農民が増大し、それをも返せない者は債務奴隷に陥ったといわれ、それがソロンの改革の主要課題となるが、この種の地代もまた貴族や富者の財源となったであろう。それに対し、ヘシオドスの農民は独立自営農民であるかぎり、ポリスの成員であるが、額に汗して働くような農民に、政治活動の余裕はなかった。つまり、ポリスの政治は、少数の貴族などによる寡頭政治とならざるをえない。

では、公共事業費あるいは戦費などの調達はどのようにして行われたのであろうか。おそらくは、貴族政にせよ、民主政にせよ、財源が限られている以上、ポリス成員（市民）の自発的な拠出に頼る以外になかったであろう。

しかし、都市国家とはいえ、従属国を従えるようになれば、そこからの貢租がポリスを潤すことになる。橋場弦『丘のうえの民主政』によれば、アテネの中央銀行の役割を果たしていたアテナ女神の聖財金庫には、毎年の貢租からかならず「お初穂」としてその六〇分の一が奉納されていた（橋場 pp.57-58）とある。貢租とは前後の文脈からするとデロス同盟諸都市からの分担金らしい。そのデロス同盟の金庫から、貢租の一部がアテナ女神の聖財金庫へ「お初穂」として奉納され、ペリクレスはそれを公共事業に投入した。「パルテノン神殿は、いずれにせよ「アテネ帝国」の支配の果実が形を変えた姿なのである」（p.58）と橋場はその感慨を記している。

だが、その公共事業の会計審査をめぐる民会のやりとり、審議のプロセスから、建造監督官など公職者の職務と責任が厳しく審査されていたらしいことがわかる。そこでは、参加した市民に対し、公職者は責任ある説明をしなければならぬ。それはなにかしらアカウントビリティといった言葉を想起するほどのものである。

しかもその手続きは、アクロポリス再建以前からすでに確立されていたとある。つまり、ポリス成員からの拠出、寄付、奉仕といったレベルの財源においては、その公職を永続的に占める者ができる可能性を少なくしており、他

方において、抛出する側の権限が大きくなる。監視機能が働くという例であろう。財源の規模が小さくなれば、その傾向はよりいっそう強まる。

ヘシオドスの農業に代るアジア的社会的農業モデルは、中国古代の井田制である。『孟子』に説かれた井田制は誰もが知っていると思われるが、少し説明してみよう。900 畝の土地を井の字方に 9 等分し、8 家が 100 畝ずつ耕作する。これを私田という。それに対し、中央の 100 畝を公田と称し、農家（共同体成員）が共同耕作し、その収穫が租税となる。

この孟子が述べた井田制が歴史上実際に存在したかどうかは、ここでは問題ではない。というのも、あくまでも理論モデルだからである。

あるいは、なんだ、すでに貢租がシステムとして組み込まれているのではないか、という意見もあるだろう。たしかにそうである。だが、この公田はかならずしも貢租とはいえない場合もある。たとえば初期国家以前の、人類学でいうところの首長制の段階でも、このシステムに相当するものが存在しうる。

アジア的社会的農業は水利農業である⁽²⁾。アジア的社会的農業は、個々の経営だけでは成り立たない。どの経営も、自分の田畑に降る雨だけでは農業を維持できない。集水域は、かならず自分の土地よりも広く、それゆえその水を自分の土地に導くためには、他人との関わりを避けるわけにはいかない。さらに、治水にせよ、灌漑にせよ、水利には堤、堰、水路などの諸施設を必要とする。これらの築造や水利システムの維持管理はプリミティブな社会における小共同体の段階から、共同労働でやったり輪番制でやったりと、ともかく共同体の事業として行われる。個々の農民の経営には属さないが、この公共事業のために必要な労働を「共同体のための必要労働」と呼ぶ。そして、それら水利施設は、共同体の資産として、個々の共同体成員の経営の外に存在する（玉城哲）。つまり、中央の公田とは、この共同体のための必要労働とその資産を象徴しているのだ。

では、水利事業の規模が個々の小さな共同体では手におえず、幾つかの共

同体の連合によって担われるような場合は、どうなるのであろうか。まず、水利の規模が大きくなると、村の長老などの知恵と差配ぐらいでは事業を成功させることは覚束なくなる。数ヶ村を指導する者—たぶん首長と呼ぶのが相応しいのであろう—、あるいは専門の技術者が必要となるだろうし、それらに対する報酬も必要になる。また特別の資材や用具も必要となる。つまり、この拡大された水利事業は、エンゲルス『反デューリング論』の政治支配成立の第一の道における共同職務執行機関とその長を想起させるレベルとなる。そして、例の中央の公田（の収穫物）は、この共同職務機関に必要とされるものをも提供しなければならなくなる。

そしてここから、『反デューリング論』政治支配成立の第一の道においてよく知られた、召使から主人への転換が始動する。そのプロセスのなかで、共同職務活動を掌る機関の長は、次第に政治的支配者、君主へと転換するのだが、彼らにはまず物質的な基盤があった。つまり、個々の共同体の経営には属さない、外部機構としての水利施設である。これらの公共物は、規模が拡大するにつれ、個々の共同体成員ばかりか、個々の共同体の長のコントロールからも離脱する。共同体連合の長は、相反する個々の共同体の利害を調整し、時には個々の共同体の利害に反してまで地域社会の共同利益を守ることによって、個々の共同体の長の及ばない地位を確立する。彼の指導力は個々の共同体をはるかに超えるものとなる。そして、彼—共同職務機関の長—がより大規模な水利事業を成功させれば、その水利施設は彼の管理下に置かれるが、他の施設と異なり、彼固有のものとなる。その新しいより大規模な水利施設が中心となり、古い小さな水利施設を従えるようになれば、古い水利システムは新しいシステムの統制下に置かれ、やがてそれに呑み込まれることになる。

そうなれば、立場は逆転する。彼はすでに単なる水利機構の管理者、利害の調整者ではない。今や彼は水の供給者なのだ。地域社会において農業生産の基礎となっている公共の施設が、個々の共同体にも、その長にも属さない

ものとして、その地域に厳然と存在するという事実こそ、公僕から主人への転換を可能にする物質的基礎なのである。

上記のような共同職務機関の長は、多分、人類学でいう首長なのであろう。首長制が発達し、より複雑化するにつれ、支配装置のようなものが、より機構化され、より堅固なものとなっていく。

水利社会が首長制の段階から初期国家成立へと移行するにつれ、共同体のための必要労働は、強制的な性質を帯びてくる。共同体のための賦役労働である。首長制の段階から、すでにその傾向は顕著に現れていたが、水は王のものであり、また水によって生かされる土地もまた王のものである。同時に、王は神でもあり、水と土地によって生まれた生産物、主穀は、神の恵みであると同時に、王の民への恵みである。

そうなれば、井田制のモデルは全体として意味を変える。つまり、9区画すべてが公田であり、かつ、内8区画が農家それぞれの食い扶持としてとくに王より共同体成員に恩寵として下されたものであり、残り中央の1区画が王への貢納分となる⁽³⁾。

ここに至るや、もうすでに首長制の時代のような、中央の1区画が、公共事業を指導した共同職務機関の長への感謝・報酬をまかなうなどといったレベルのものではなくなる。なぜなら、農民（共同体成員）が負担しなければならないのは、単に王の公的職務への報酬などではなく、水利事業の創設と維持のために、王とその支配機構の再生産をも担わなければならないからである。

すべてが公田という観点を突きつめれば、保有地農民の取分は、その経営の再生産と彼の農民家族の再生産に必要な分のみとなる。残り凡てが上に向けて奉納される。奉納分が農民保有地からの一必要な控除の後の一余剰の一部の抛出などではありえないことがわかる。

実際に収取がどのようになされるのかについては、それぞれの歴史的状況によって変わるであろうし、国家と小共同体の力関係によっても異なるであ

ろう。収取を実現する支配機構の成立や国家の統合度が問題となる。農民からの無理な収取は、かえって支配を揺るがす。たとえば、小共同体が残存している場合、小共同体の維持に必要な分は地元に残留されるであろう。

また、中国歴代の各王朝の創立期のように、王朝交代により前代よりも支配機構が簡素化されている場合は、上納分が少なくなる。また、王朝末期には宮廷や貴族高官の贅沢のため、あるいは官吏の冗員、将兵の増大により、あるいは支配の緩みから中間搾取の増大のために、農民たちの負担はきわめて苛酷なものとなる。

さて、水利社会には、もう一段、大きなスケールのシステムがある。そのシステムとは、ウィットフォーゲルが水力的 (hydraulic) と呼んだものであり、専制国家はこの水力社会の上に築かれる。この種の専制国家は、大平原もしくは大河流域にしか生まれえない。それらはナイル河を筆頭に、みな四大文明の発祥地として知られる地域である。

それら大河流域の大規模な水利システムと、東アジア世界における初期国家 (原始国家) を育んだ古代日本の畿内や南詔・大理国などを生んだ雲南を比べてみるとその特徴がよく理解できる。雲南の大理盆地は 350km²、日本の奈良盆地は約 450km² であり、水路は山裾から傾斜を利用した重力灌漑 (自然灌漑) に依拠している。河川を利用し灌漑溝をめぐらし、奈良盆地のようにそれでも水の届かないところは溜池を造って灌水するほかない。また、灌漑路は細く舟を通すこともできない。だが、その規模だからこそ、水利施設の築造や維持は、それぞれの地域ごとに行われ、工事のための動員は当該地域の共同体農民の事情を配慮して行うことができる。工事の施工にあたっては、在地の首長層あるいは長老たちも、それぞれの共同体の利害を代表し、他の共同体や、時には国家との間で、調整機能を発揮することが可能となる。

それに対し、水力社会の大規模水利事業は別の相貌を持つ。戦国時代末期、涓水盆地に造られた鄭国渠は約 120km の長さを持ち、船を通すほどの幅をもつものであった。つまり灌漑用水であると同時に運河でもあった。これ

ほど大規模な公共事業は、地域農民の要求から出たものではなく、当然、全国統一以前の秦の国家的事業であり、富国強兵策の一環として行われた。鄭国渠の完成により、新たに4万余頃の土地が灌漑可能となり、渭水盆地では従来の3倍の収穫が得られるようになったとされている。その結果、秦は富強となり、秦の全土統一の礎となったといわれている。

このような大規模公共事業は、あくまで国家意志にもとづき国家主導で行われるものである。具体的な計画や事業の執行は国家官僚が行う。農民の動員や資材の割当は、地域ごとに割り振られる。工期は農閑期にあてるとか、春耕に間に合わせるように農民を村に返すといった一般的な事情は考慮されるであろう。だが、個々の地域や村落の特殊な事情に配慮することはない。事業計画の遂行と完成が優先され、その範囲で個々の事情に配慮できれば配慮するであろう。

割当が達成できなければ地域の責任者は譴責され、懲罰の対象になるだろう。専制国家の官僚には、地域や村落のまとまりなど眼中にない。むしろ地域や村落のまとまり（自治）が、官僚統制への障害物になることを警戒している。必要なのは、上からの命令が字義通り執行されることであり、それ以外のものではない。

そうなれば、村長（むらおさ）や長老たちは、村の利害と中央の利害を天秤にかけ、後者に靡くことで解決をはかろうとする。即ち、自らの利害の中心を、村落から親族組織へ移すようになる。親族（身内）とは何があっても自らの利害を守ってくれる人々の謂いである。その親族組織から官吏を国家機構へ送り込むことによって、親族組織は自らの利害のバランスをとることになる。それは、専制国家においては、村落は共同体として存続することが難しくなることの一面でもある。

先ほどの鄭国渠のような国家の大規模水利事業により拓かれた農地を、古代史家木村正雄は第二次農地と呼んだ。60年以上も前のことである。それに対し第一次農地は、秦漢期以前に開発された、主として小規模水利事業に

よって築かれた、従って国家の手を借りなくとも維持できる農地を指す。

上述したように、小規模水利事業により造成された農地であっても、初期国家の成立に呼応して、水と土地は王のものであり、民をその恵みを受けるものとする王土王民思想が成立する。だが、第二次農地における国家と農民の関係はそれ以上に切実なものである。とくに、漢代における黄河の大規模治水事業によって開かれた黄河沿いの農地は、一度治水事業が振るわなくなるや、洪水に侵され耕地自体が維持し得なくなる。とすれば、鄭国渠の水を受ける農民たちや、黄河沿いの農民たちにとって、自己の経営と家族の再生産ばかりでなく、大規模水利事業の維持のために水利機構の再生産をも担わざるをえなくなるのは必定である⁽⁴⁾。

アジア的社会の農民は、大なり小なり水利事業に依拠し農耕を営んでいる。それゆえ、それぞれの水利機構の維持のために、農民の貢納と賦役が必要となる。さらに理念的には、水も土地も王のもの、国家のものであるとすれば、農民保有地の収穫は、農民家族の食い扶持—経営の再生産も含めて—を除いて、王なり国家なりに属する、したがってそれを上納するのは当然だということになる。

結果として、アジア的社会的農民は、自らの家族ばかりでなく、支配階級をも養うことになる。とくにそれが顕著となるのは、専制国家においてである。国家と農民の間であって、その緩衝役を果たしていた小共同体が専制国家のもとでは失われて行く。国家と農民が直接向き合う関係において、農民の側に勝ち目は無い。専制国家のもとで、農民の余剰分を吸上げる国家装置もまた完成していく。

五胡十六国時代の混乱につき華北を平定し成立した北魏以降、均田制が施行される。北魏から隋唐へと引き継がれたこの均田制ほど、上記の理念を體現したものはないであろう。国家から労働可能な個々の農民（男丁）に支給された種々の名目の田地（永業田・口分田など）は、基本的には農民家族の再生産をはかると同時に、国家への賦役・貢納を義務づけるものであり、こ

れらの上納の意味は、国家機構とその担い手、すなわち支配階級の再生産である。

今少し言えば、1949年に成立した共産中国における土地改革によって成立した土地制度、その上に成立した合作社および人民公社も、社会主義という名の均田制であったといえる。基本は、新たな支配階級となった共産党組織とその人員（家族をも含めて）を養い、プロレタリア独裁という名の特権階級の独裁体制を再生産することであり、そのために、必要な折には農民保有地の余剰分をすべて上納することが目指された。農民の食い扶持とは、支配階級を養うために必要な部分を控除した後の残りであった。それゆえ、大躍進政策の失敗から大飢餓に見舞われた時、農民は飢えるにまかせられた。というのも、都市に必要な主穀が人民公社から徴発された時、農民の手元には次の収穫までに必要な食い扶持が残されていなかったからである。

どちらの均田制も無理があり長期には維持し得なかったのではないかと言われるかもしれないが、むしろこのような均田制が、文明の初期ではなく、土地私有の誕生からはるかな時を経て実施しえた理由をこそ考えなければならない。これまで何度か、アジア的社会において水と土地は君主のものであり、それゆえ農民はそれぞれの土地を耕すことにおいて、農民家族および君主とその臣僚、つまり支配階級を養わなければならないとされてきたと述べてきた。言い換えれば、農地というものは本来公（おおよけ）のものであり、私有された土地といってもその本質を変えることはできないということである。それゆえ、私有されるといことは、君主のものではなくなる、ということの意味しない。水力社会において私有とはあくまで、その時々属性にすぎないからである。

では、多くの土地を所有し、それを小作人に貸し与え、収穫の半分前後を小作料として絞り取る大土地所有者、すなわち地主をどう考えるべきであろうか。たしかに、君主にとって農民の剰余が地主に着服され、自分のところにはその一部しか届かないことは遺憾であろう。だが、農村の治安維持と官

吏候補の育成ということを考慮すると別の面が見えてくる。専制国家は君主の臣僚群、すなわち官僚制度によって統治されるが、官僚機構を農村末端まで及ぼすなどということはない。それは非効率であり、行政費用がかかるだけで効果の薄いものである。そこに地主の役割がある。地主は君主より、恩恵として、農民の剰余の過半を搾取する—中間で抜き取る—ことが大目に見られている。それゆえ、農民の善導および農村の治安維持は彼らに与えられた役割である。また、農民のあがりを費消する地主は家族も多く男児にも恵まれている。それらの中から優秀なものを選び教育し、国家に有用な人材として供すべきである、となる。漢代の郷举里選、魏晋南北朝期の九品官人法、隋唐以降の科挙など、みなその例に沿ったものである。

専制君主は大土地所有者などを恐れてはいない。大土地所有者の存在自身が国家に依存していることを知っているからである。また、せいぜい用心棒や自警団ぐらいしか抱えていない大土地所有者を恐れる理由もない。武装せざる大土地所有者は、いろいろな理由をつけて小作料の支払いを拒む佃戸の反抗にすら手を焼き、結局は官衙に泣きを入れ、その力を借りてようやく佃戸たちを抑え込むことができるくらいである。では地主は武装すればよいのだろうか。そうではない。不必要なほどの武力を抱えれば、謀叛の疑いありと訴えられ、出世の野心に燃える地方官吏や酷吏の餌食になるだけである。

さらに言えば、大土地所有者の農業経営とは、生産力の視点からみて何か先進的なものを含んだものではない。土地を小さく分け小作民に貸し、後は個々の農民の耕作に任せるのでは、とても大経営の農業とはいえない。おそらくは時代や場所により、あるいは個々の地主の心がけにより、大経営を目指し先進的な技術の導入、新しい農法の樹立などが図られたことがあったであろう⁽⁵⁾。だが、全体としては小農の勤労に依拠し、そのあがりを掠め取る寄生地主であったといえよう。

もし経営のための努力が新たな価値を生み出すならば、そしてその社会に認められるならば、大経営は社会的な基礎を得ることができるはずであり、

社会に根ざした力ある所有—ウィットフォーゲルのいう強き所有—となりうるかもしれない。逆に、公権に依存しつつ、私有を名目に実際の耕作者から収穫の半分前後を略取する—小農経営に寄生する—だけでは、弱き所有(ウィットフォーゲル)から脱することはできない。

ここで再び視点を西に向けてみよう。西欧の原初的な所有モデルとして、古ゲルマン社会や中世初期の自由農民の例が挙げられるといいのだが、残念ながら中国史専攻の筆者には、タキトゥス『ゲルマニア』や、それを下敷きにしたマルクス『諸形態』のゲルマン的所有しか思い浮かばない。ただ、それらから、そして先のヘシオドスの例からいえることは、農業経営において、君主にも国家にも依存していない以上、土地所有者には、諸税であろうと寄付であろうと奉仕であろうと、拠出する側の権利といったものが存在する、ということであろう。

堀米庸三(1976)によれば、「国中に並ぶものない権勢をもった王クロードヴィヒ」においても、「租税が、課税としてではなく援助として、願いとしてのみ募集されることが可能であった!」(堀米 p.75)とし、それが中世的租税一般の特徴であったとしている。さらに堀米はこの例から、「如何なる公的目的であれ、中世にあっては、何人の所有権に干渉しうる国家権力は存在しえないところであって、共に個人権の絶対性とこれをこえる王権=国権の存在の否定を語るものである」と結論づけている。

あまりにも格調高く、かつ明確な結論なので、筆者が安易に説明を付け加えるべくもないが、どうしても、この誇らしき所有を、アジア的社会のひ弱な所有と比べてしまうのはやむを得ないところであろう。また、これらから、王の臣下からの徴税の難しさ、さらに臣下に対し諸税の増額を求める際、それぞれ必ず拠出する側の承認を得る必要があったことが理解できる。

アジア的社会においては、公民である農民は支配階級を養う存在であると述べたが、それに対し、中世の農奴は自らのほか領主とその家族や従者をも養う存在であった。その点においては、アジア的社会の共同体農民と変わら

ないように見える。では、領主から様々な権利を買い戻して身分的に解放された農民たち、独立自営農民はどうだったであろうか。彼らは、国家にその剰余の一部を貢租（分担金）として拠出する農民であった。一部とはいえ、決して軽いものではなかったであろう。だが、彼らは、アジア的社会的農民のように自らの家族のみならず支配階級をも養う、などといったことは考えもしなかっただろう。

4 近代日本とアジア的生産様式

これまで、アジア的社会的—アジア的生産様式に基づく社会—のなかに日本も含めて論じてきた。だが、戦前戦後のマルクス史学においては、日本中世は封建制であり、封建的生産様式に基づく社会であると考えられてきた。それとアジア的生産様式はどのように関わっているのだろうか。

アジア的生産様式が日本社会の歴史における分析概念として最初に登場したのは、野呂栄太郎「日本に於ける土地所有関係に就いて」（『思想』1929年5月、7月）であり、これは翌年『日本資本主義発達史』にその第四論文として収録されている。その概念の使用について、重要な点が二つある。一つは、アジア的生産様式は「所謂アジア的生産様式に特徴づけられた我国の封建制度」との言い回しにおいて言及されたこと。もう一つは、明治維新における地租改正後の土地所有制を、国家が最高地主であると規定したことである。

野呂がアジア的生産様式に関して、そしてその批判についても、十分理解していたことについては、筆者はすでに言及している（福本 2016）。ただ、コミンテルン（ソ連党）がすでにアジア的生産様式論批判を明確にしたことを受け、野呂はコミンテルンの見解に沿った理論的な構えを取らざるを得なかったと筆者は解しているので、「所謂アジア的生産様式に特徴づけられた我国の封建制度」の「所謂」も、その妥協の産物だと考えている。つまり、

野呂はかなり本気で、日本の封建制度がアジア的生産様式の特徴を帯びていたと考えていたと思われる。そして、その影響は近代に入っても強く残ったと主張した。明治維新後の地租改正によって成立した土地制度において、「国家は最高の地主」であると宣言するのには、相当な覚悟を要したはずである。

この国家最高地主説を理解するためには、まず、江戸時代の土地所有制度自体が特異な土地所有制であったことを理解する必要がある。つまり、藩(国)ごとに、領主(国主)が土地を領有しており、藩士は禄米を支給されるだけの存在であり、且つ農民は土地の売買が禁じられ、さらに作付けについても大きな制限を受けていたこと、さらには藩と農民の間に地主が介在し地代を収取することを認めていなかった。実際には当然、様々手段を使い土地を集積する地主が存在し、小作から地代を取り立てていたが、それは一般には作得、作徳などと呼ばれていた。

藩士たちが、土地ではなく、藩から禄米を受領する官吏のような存在であったというのは、藩主と藩士の関係はすでに封建的なものとはいえないが、野呂はそれを封建制度としては特異なものとして認識していたようである。なお領有と所有の違いについては、領有とは領地としての所有であり、当然、領有者(領主)は土地に対し貢租を賦課する権利を持つということになる。

野呂を継ぎ講座派の闘将であった平野義太郎によれば、このような徳川封建制は国家的封建主義ということになる。国家的封建主義とは、アジア的生産様式論を否定したソ連の反アジア派の論客たちが、アジア的生産様式とは土地国有に基づく封建主義であり、独自の生産様式ではなく、封建主義の一つの類型—アジア的なタイプ—に過ぎないと強弁したところから始まったものであり、日本においてもアジア的生産様式の別名として1930年代前半によく使われたものである。野呂が「アジア的生産様式に特徴づけられた封建制」と呼んだものも、この国家的封建主義であった。

明治維新後、版籍奉還・廃藩置県により、旧藩主は領地を政府に返還し、日本の全国土は政府直接の領有となった。この時点では、農地についてはそれぞれの地主（地主＋自作農）が実質的な所有者であった。

続いて、1873年、地租改正により地券がそれぞれの土地の所有者に交付され、農地についても耕作者ではなく地券の発行で確認された土地所有者（地主）に所有権が認められた。この地租改正における土地所有制度の改変について、1927年以降、野呂と猪俣の間で論争が起る。後の講座派と労農派の日本資本主義論争の前哨戦であった。地租改正により封建的土地所有に基づく農地制度が廃され、資本主義的發展の前提である近代的土地所有制度が成立したと考える猪俣に対し、野呂は1927年当時においてはそれを認めつつも、おそらく国家権力による「三・一五」（1928年）、「四・一六」（1929年）の二つの共産党大弾圧を契機に、考えを改め、地租改正により物納地租から金納地租への変更はあったが、封建的土地所有としての性格に変更はなかった、と主張するようになる。そこには、二つの大弾圧事件を契機に明治国家以来の国制に対し厳しい見方—明治維新はブルジョア革命などではなかった—をするようになったことが反映されていると思われる。

封建諸侯の土地領有権は、実質的には、「皇土」の名において、そのまま明治政府の下に統一的に継承せられたにすぎなかった。従って、明治維新の変革運動は、直ちに封建的絶対主義を廃絶した所のブルジョア革命ではない（野呂 p.285）。

国家的封建主義論によれば、徳川封建制のもとでの各藩主は農民から貢租として「地代＋租税」を取り立てていた。「地代＋租税」は、マルクスの地代論に由来し、アジア的生産様式における収取の指標であった。版籍奉還・廃藩置県によって天皇の政府に全土の領有権が集中されたということは、国家的封建主義の極致であり、天皇の政府は「地代＋租税」を収取する唯一の

存在であり、「国民的範囲に集積されたる土地所有」の主権者となったのである。この状態を最高地主としての国家と呼んでも差支えないであろう。

そこから、事実上の土地所有者に地券を交付し、その所有権を認め、地租納入を義務づけた。農地の売買が公然と行えるようになったのである。そうなれば借財をカタに農民から土地を取り上げ、その農民に小作させることも大っぴらにできることになった。高利貸を含めた地主層は、その恩恵に浴し、勢力を広げ、秩禄処分によって支配階級の地位を失った旧武士層に代り、支配階級の一翼となるにいたる。

これらについて、一般には近代的土地所有の確立と考えるところを野呂は、国家が最高地主である状態がその後も継続されたと主張する。これについては、講座派内部においても批判があった⁶⁾。

もし野呂が公然たるアジア的生産様式論者であれば、問題はそれほど難しくない。明治維新时期は、アジア的生産様式（国家的封建主義）から資本主義への過渡期であり、近代法の装いをつけたとはいえ根はアジア的国家であり、国家もしくは主権者（天皇）の大権は近代法より上位にあり、それゆえ国家は依然として最高の地主である。ただ、国家に集中していた「地代+租税」の一部を、地租改正以後は、法の保護のもとに、土地所有者である地主層にも分けることになっただけのことである。つまり、「地代+租税」の一部を武士（禄）から地主（地代）へ付け替えただけなので、実質的には何も変わっていない、と。

このような所有に対する見方は、明治憲法第二十七条（1）「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルコトナシ」、にも貫かれている。何故ならばここで言われているのは、臣民の権利であり、当然臣民である以上主権者ではない。アジア的国家においては、法は主権者である君主が恩恵として臣民に与えるものであり、これまた当然のごとく主権者の権利は別にある一臣民の上位にある一と考えるべきであるからである⁷⁾。つまり、明治憲法発布とは、立憲君主制の装いをしたアジア的国家の誕生であった。

だが、実際には野呂は公然たるアジア的生産様式論者ではなかった。野呂の本心はどうあれ、日本の党の代表的な理論家としてはソ連党の見解に従うほかなかったであろう。上述のようにすでにソ連党を中心にアジア的生産様式論が否定され、アジア的生産様式については土地国有に基づく封建主義であるなどという強弁が公式見解として通用している以上、野呂はアジア的生産様式論的な問題意識を封建遺制論に組み込んで議論せざるをえなかった。「最高地主としての国家」は国家封建主義の重要な指標として、とにもかくにも「我国の封建制度」の特徴ということになった。

ところが、講座派に対抗する労農派は、猪俣のほかには誰もアジア的生産様式に興味も関心も示さなかった。それゆえ、講座派 vs 労農派の論戦は、国家最高地主説ではなく、主要には地代の性格をめぐる論争や経済外的強制をめぐる論争として行われた。地代論争に関していえば、野呂国家最高地主説が「地代+租税」の收取と述べている以上、明治国家以降の土地をめぐる收取が、アジア的生産様式に規定されているか、それとも発展しつつある資本主義によって規定されているのかをめぐる争われたとしても不思議はないのだが、講座・労農両派とも、それに触れることはなく、剰余部分ばかりでなく、必要部分にまで喰い込む高額な地代の性格が封建的なものかどうかを争わざるを得なかった。また、明治以降の農業に関して何が何でも封建遺制を強調せんとする講座派が、農民をめぐる種々の抑圧にやたらと経済外的強制のレッテルを貼る結果となった。

近代法を冠したとはいえアジア的国家である以上、政府が担税者である地主を擁護し、小作農に対して官吏が小作料納付を促すのは当然であった。また同時に、百姓農民が支配階級を養うアジア的社会においては、小農保護はアジア的国家の政府がつねに心がけなければならない事柄であり、地主が小作を痛めすぎないように官吏は注意を怠ってはならなかった。その点において、明治以降の国家も同様であった。

では、野呂が1930年前後にいたるまで封建遺制—アジア的生産様式に特

徴づけられた封建制の残滓—を認めたことをどのように考えるべきであろうか。おそらく、野呂をこのように強く認識させたのは、治安維持法を成立させ、「三・一五」や「四・一六」のような共産党への大弾圧を行ったのが政友会や民政党といったブルジョア政党の内閣においてであったことではないかと思われる。彼らは元老、枢密院、貴族院といった古びた国家装置に妥協し、屈従し、僅か百数十名の党員（猪俣 1929）からなる革命党を根削ぎにしたほか、ほとんどは生活苦から立ち上がった数千の労働運動家や農民活動家をも捕縛したのである。野呂はそこに、近代的な法制度や立憲君主制の外装の下に、むき出しのアジア的國家の暴力を認めたのであろう。

では、明治以降の資本主義的發展について、どう考えていたのだろうか。野呂によれば、日本資本主義的發展とともに出現したブルジョアジーは特殊なブルジョアジーである。野呂はさかんに、専制國家そのもののブルジョア化（野呂 p.306）とか、専制的勢力のブルジョア化（p.312）といった言い回しで、資本主義發展にともなう支配階級の変容を述べているが、そこから野呂は、殖産興業以降のブルジョアジーの発生や成長についても、さらにはそれに伴う旧支配階級のブルジョア化をも、あるいは地租改正後の新地主の発生・増大—従って地主・小作関係の広がりや深化についても—、およびこれら地主層のブルジョア化も、みな「専制國家」とその支配階級の主導によって実現したものと捉えていたことが理解できる。そして、その視点からは、支配階級が如何にブルジョア化したとしても、なおも専制的性格を失っていないことを見抜いていたのであろう。

おそらく、野呂は猪俣等勞農派の、資本主義的發展やブルジョアジーの抬頭に対する評価、そのオプティミズムに我慢がならなかったのであろう。いかに勞農派が、ブルジョアジーの反動化やその帝國主義ブルジョアジーへの頹落を力説しようと、その主張のどこかに、歐米資本主義の範例への淡い期待が透けて見えていたからである。

さて、野呂の「國家最高地主説」および「アジア的生產様式に特徴づけら

れた封建制」説の提起は日本のマルクス主義者の間にアジア的生産様式への関心を一挙に高めることになった。

まず、明治維新あるいは近世（徳川時代）に、日本の歴史に初めてアジア的生産様式の影響が現れたなどということは考えられず、さらには、マルクス『経済学批判』「序言」に、人類の最初の敵対的な生産様式としてアジア的生産様式が現れる以上、その起源を古代の歴史に求めるのが穏当であった。たとえば、平野義太郎は、日本の古代社会に独自の生産様式としてのアジア的生産様式の成立を想定し、その遺制が封建社会に及んでいることを指摘している。

野呂自身は『発達史』第一論文「日本資本主義前史」において、古代について、「大化改新に依って確立されたる中央集権的国家権力の源泉は、実に、公有に移されたる土地と人民との結合の中にあった」（野呂 p.14）と述べるにとどまり、その社会構成について何も語っていない。おそらく、本論文を執筆した時期（1927年）には、アジア的生産様式について問題意識すらなかったのだと思われる。コミンテルンにおいてアジア的生産様式論争の発端となったのが、1927年11月の中国共産党「土地問題党綱草案」をめぐってであったので、これはやむをえないところであった。

日本古代史において、マルクス史家たちがアジア的生産様式を議論するようになったのは、1933年以降のことである。随分と遅く始まったように思われるが、これは草創期の日本マルクス史学の関心がほとんど近代に向けられ、その関連において近代の淵源として近世も論じられていたからであり、古代・中世史家は少なかった⁽⁶⁾。しかし、1932年頃から渡部義通、早川二郎、伊豆公夫、相川春喜、秋沢修二などが唯物論研究会歴史部門に集い古代史をテーマとして研究会を重ねるようになり、ようやく古代史においてもアジア的生産様式を論じる機運が高まる。1933年から30年代後半にかけての論争については、筆者は何度か論じているのでここでは割愛する。総じていえば、ソ連史学主流の見解の変遷を直接に受け、日本の論客たちも、自己の

見解を変更せざるを得なくなるような事態が、幾度かあったにせよ—それゆえ国家的封建主義やアジア的封建制をアジア的生産様式の代わりに使用せざるをえないことがあったにせよ—、アジア的生産様式に関する理論家たちの議論は、原始社会の最終段階—階級と国家の萌芽生成の時期—から原始的な階級社会への時期を中心にして活発に行われていたといえる。

ただ、野呂たち講座派主流と、同じく講座派系統ではあるが古代史家たちとの間には微妙な見解の違いがあった。早川など古代史家たちは、国家的封建主義を古代に対して適用はしても、平野や服部之総のような近世への適用は認めなかった。

そのなかでは、古代史研究の中心であった渡部義通は、アジア的生産様式にあまり関心を寄せることがなかった。渡部自身の見解は、アジア的生産様式 = 原始社会説であったが、彼の最大の関心は、古代 = 奴隸制説の提唱であった。

1935年前後に、所謂コヴァレフ説が到来し、日本においても渡部らの古代奴隸制説がマルクス史学の主流となり、そこでもアジア的生産様式論は傍流となるほかなかった。周知のごとく戦後のマルクス主義古代史学はこの渡部の古代奴隸制論を継承した石母田正などによって主導されたが、渡部のアジア的生産様式に関する距離感—石母田正においては蔑視—もまた引継がれることになる。前稿でも述べたが、戦後10年は、アジア的生産様式論にはまったく見るべきものはなかった。この状態を終わらせたのが、マルクスの遺稿『資本制生産に先行する諸形態』ドイツ語版の到来であった。マルクス史家たちの手元に直接マルクスの遺稿が届くようになった時、新しい思索の試みが始まったのである。もちろん、当時の政治上の急変—とくにスターリンの死と日本共産党の武装闘争路線の終息と六全協そしてスターリン批判の開始等々—も無視できない影響があった。

1950年代末以降、日本古代の社会構成をアジア的生産様式と認めるものが徐々に増えていく。さらには、アジア的生産様式の別名として総体的奴隸

制を使う研究者も多く、これは「世界史の基本法則」における最初の階級社会である奴隷制の意をもたせることも可能な便利な概念であった。そして、『諸形態』（ロシア語版）の到来以来、『諸形態』と距離を置いていた石母田も50年代後半「封建制成立の二三の問題」において、古代の社会構成として総体的奴隷制を認めるようになる。そして、1971年『日本の古代国家』を発表する。そこでは、人類学における「首長制」が取り込まれ、総体的奴隷制とは首長制の生産関係であるとされる。とすれば総体的奴隷制は小共同体（すなわち首長制）の上に総括的統一体が聳え立つシステムの生産関係を現わしており、アジア的生産様式そのものである。それでもなお、石母田はそれをアジア的生産様式ではないと強弁している。石母田には、戦中期にこびりついたアジア的生産様式＝アジア的停滞論とのレッテルが生涯どうしても拭いきれなかったようである。とはいえ、『日本の古代国家』は、石母田自身がそれを否定しようとも、アジア的生産様式論そのものである。

石母田は戦後まもなく『中世世界の形成』を著わし、領主制理論を提起して以降、中世史学はその影響下にあった。その社会構成史上のモチーフは、奴隷制から封建制への発展であり、奴隷の農奴への成長転化がテーマの一つとなっていた。領主制理論に対する批判は種々存在したが、黒田俊雄、戸田芳実、河音能平らは、1960年前後から古代を総体的奴隷制もしくはアジア的生産様式とみなし、その封建化を構想するようになる。つまり、アジア的生産様式の封建化が問題とされるようになったのである。

だが、1960年代末の公田制論（入間田宣夫）や70年代初頭以降の荘園公領制（網野善彦）の提起にもかかわらず、中世史家のアジア的生産様式論への関心は次第に失われて行く。それは、荘園公領制を理論化した中世史家網野善彦を中心に社会史派が形成され、それとともにマルクス主義史学から離脱したことに深く関係している。実際に網野がそれを欲してそうなったのかどうか不明であるが、残念なことであったといわなければならない。

戦前の荘園制論にしても、戦後の領主制理論にしても、それら一荘園制

もしくは領主制—が古代の公有に代る土地私有制にもとづく経済システムを形成し、それに基づき国家編制を変革する、というところに主要な理論的関心があった。だが、60年代以降明確になってきたのは、古代末においても、中世初期においても、土地の公有的な側面が根強く維持されていることであり、その基調はその後も変わらなかったという認識であろう。荘園も、またそれに対立していたはずの公領も実質的には同じものであったとの荘園公領制の提起とその学界における受容は、それに止めをさすものであった。それとともに、中世＝封建社会という規定自体が疑問とされ、80年代にはほぼ使用されなくなっていく。最近の荘園を大土地私有としてではなく、国制の一つとして捉える見方や、「荘園は国家的給付の一形態」(坂本 2015)であるとの見解からは、日本中世の土地所有といえども、我々が知るアジア的社会における国家(君主)の臣下(貴族、高官、宗教団体)への土地賜与と変りがないようにみえる。

しかし、日本中世における土地の国家的給付は、中央権力の緩やかな低下と、諸権門による権力の分掌を伴っており、権門体制論であれ、二つの王権論であれ、その状態が一つの比較的安定したシステムとして長く維持されたことは、他のアジア的社会においてはほぼ例のないことであった。また、強力な村落共同体、座や株仲間に見られる商工の同業組織・同業組合、そして君主を左右する家臣団なども、他のアジア的社会に見られぬ中間勢力であり、伝統的な日本社会の独自性を構成するものになっている。また、それらのことが、明治期以降、日本の近代以前に封建社会の存在を認める根拠となっていたのである。

日本の古代末から中世にかけアジア的生産様式の「封建化」が起ったこと、それは事実のようであり、且つそれは「封建化」にのみ止まり、基本的には明治維新に至るまで、アジア的生産様式のまま維持されたと考えている。この「封建化されたアジア的生産様式」は、すなわち、1930年前後の野呂の「アジア的生産様式に特徴づけられた日本封建制」との規定を、逆に

発想したものである。もう少しいえば、この遺制の影響は野呂の時代を越え敗戦時にまで及んだと考えている。

ともあれ、中世においてアジア的生産様式の封建化が生じたことにより、中世封建制を有するヨーロッパ史との類比が可能になった。逆にいえば、他のアジア的社会との相似がみえなくなった。それらにより、互いに得失があったというべきであろう。よかったとも悪かったともいえない。

また、封建化が生じたことは、日本のアジア的生産様式における二様のあり方を強化するものになったといえる。以前より、筆者はアジア的生産様式には二つの類型があると考えてきた。大陸型と半島島嶼型（吉本隆明）である。あるいは中心的タイプと周縁的タイプである。前者は中東や中国に代表される水力社会、後者は日本のような小規模な水利システムから成る社会である。権力の分立分掌が可能な社会である。平常の日本のシステムは、後者のシステムに基づいて動いている。だが、日本は古代に前者、水力文明の政経のシステムを導入し、土地国宥と権力の専制化をはかったことがある。石母田正によれば、それは7世紀の東アジア世界の国際的な政治危機に対する日本古代国家の対抗としてなされた。その専制的なシステムは、漸次後者のシステムによって吸収されてしまったけれども、その記憶が、国家危機存亡の時に突然、国政の全面に現れるように思われる⁽⁹⁾。

古代の危機から1200年以上も後、欧米列強の攻勢の前に、植民地化の危機を強く意識した下級武士たちが、徳川期にはほぼ無力であった朝廷を戴き、大政奉還を実現させ、幕府を崩壊させ、引き続き新政府の下、版籍奉還・廃藩置県などにより、中央集権的な政治体制と諸侯の領有権の否定を成し遂げてしまう。もし、古代における専制の記憶がなければ、日本の近代は別の戦略をもって、ウエスタン・インパクトに対処しなければならなかったはずである。国家的危機に対して臣民は専制君主の大権のもとに結集する。その大権のもとにおいては、近代的な装いなど問題とならないのである。

明治維新以後、後発資本主義をモデルとして出発した日本にとって、立憲

君主制は相応しい近代的な装いであったのであろう。近代的な装いの下において近代の達成を目指していたともいえる。だが、当初より、将来の国家的危機に際して天皇の大権を保留しておくことは意識的に図られていたと考えられる。それが、1930年代における国際情勢の厳しさと日本の孤立に際し、発動する契機をもったのだと思われる。それまでは、欧米諸国との国際協調路線が一つの歯止めであった。もっとも特徴的なのは、その大権の具体的な担い手は、満州事変を発動した石原莞爾、僭称に終わった二・二六将校を含め、1945年の敗戦に至るまで、まるでリレーでもしているかのように次々と交代した事実である。戦時の日本がファシズムやナチズムと異なるとされるのも、それらゆえである。だが、その大権が一貫して存在したがゆえに、担い手を代えつつ、破局まで突き進むことが可能だったのである。

小括 アジア的生産様式とアジア的停滞論

最後に、アジア的生産様式はアジア的停滞論であったのだろうか、と問いたい。たしかに、主として20世紀前半から中葉にかけ、アジア的生産様式がアジア的停滞論として語られたことがあったのは事実である。だが、それをマルクス主義の創始者の責に帰すべきなのだろうか。

マルクスが生きた時代、19世紀はまさに進歩の時代であった。政治や経済の進歩や発展を基準に文明が量られた時代であった。それゆえ思想家たちの社会観・歴史観も、それぞれの進歩発展を基準にして語られた。いかなる手法で進歩や発展を量かろうとも、国家や民族をそれぞれの基準で分けることになる。差異や序列が設けられることになる。進歩した側とそれに後れた側に分けられる。それは往々にして、進歩した側が後れたとみなされた側を蔑むようになる。それだけならばまだよいが、発達したと称する文明を遅れた側に押し付けることを当然と考え、それを使命とみなすようになる。大航海時代のカトリック伝道と伝道区をめぐるスペイン・ポルトガルによる世界

の二分割に始まり、資本主義の文明化作用にとまなう周辺世界の世界市場への組み込み、産業革命以降の商品や資本の輸出市場を目指す植民地争奪戦等々は、みなその使命を奉じた出来事だった。社会主義の祖国などにおける周辺諸民族への革命の輸出も同様であり、且つ周辺諸民族の先進文明（社会主義国）への統合を目指している点において、同じ弊害を免れていない。

進んだものがあれば、後れたものが出てくる。では進歩や発展を指標にしなければよいのだろうか。文明にとって進歩や発展は無意味なものなのだろうか。進歩や発展の評価が、大国の小国に対する支配や、強者の弱者に対する搾取や抑圧を強化することに繋がるとしたら、マルクス主義のような先進的であることを標榜する思想は後者にとって災いとなる。搾取や抑圧を後押しすることになるからである。もし、マルクス主義の創始者たちが、自分たちの言説が強者による弱者の支配や搾取に利用される可能性が高いことを予想できたなら、「我々はマルクス主義者ではない」、などと平気で言える人たちであっただけに、もう少し言葉を慎重に選んでいただろう。

いずれにしても、西欧思想の優れたところは、ラス・カサスの『インドアスの破壊に関する簡潔な報告』以来、そのような事態には内在的批判が必ず現れる、ということであり、それもまた西欧の思想的伝統というべきである。西欧で生まれた論理から西欧批判が可能となるといえる。マルクスやウェーバーもその西欧思想の内在的批判の担い手として登場したのだった。そして、それらが流行し、政治や学的世界に勢力を築けば、それに対する鋭い内部批判がまた登場してくる。大切なのは、この内在的批判がたえず繰り返されることなのである⁽¹⁰⁾。

オリエンタリズム論や西欧中心主義批判は、おそらく今後、次第に下火になっていくであろう。今や世界第二位の経済大国として自らを中心とした新しい秩序を構築しつつある中国の、アジア・アフリカ諸国などへの経済進出が、往々にして相手国を経済的な従属下に置くことを目指すものとみなされ、批判されることが多くなってきている。前世紀、旧植民地国が独立した

後も、旧宗主国による旧植民地国への経済支配が続いたが、それは新植民地主義として批判された。主に経済関係を通して相手国を従属化させる点において、現在の中国の対外戦略は、それと変わるところはないようにみえる。

大航海時代以降、漸次世界は西欧（欧米）列強に支配されてきた。帝国主義時代には世界の富を独占していた。さらには文化やイデオロギーにおける支配も、彼らのもとにあった。それゆえ、批判は彼らに集中していた。今後、中国に続き、インドその他の諸国がそれぞれ世界において覇をとるようになるれば、批判は次第に欧米のほか他の覇権国家をも含めてなされるようになるであろう。東西の諸文明の世界戦略や対外支配のあり方の違いが比較されざるをえなくなるに違いない。

先ほど、明治維新以降の日本を近代の装いをつけたアジア的国家であると述べた。後発資本主義の道を歩むかぎり、その近代の装いは身にふさわしいようにみえた。その言い方を援用するならば、今日の中国は国家資本主義を装うアジア的な専制国家であり、その支配階級は、ブルジョアを装った専制支配階級である。そのような国家から、自らの国家のあり方、その対外政策に対する内在的批判を期待できるであろうか。自らを内部から批判し得るのであるか。結論は言うまでもないと思われる。

《注》

- (1) その他のアジア諸国においても、経済発展はあれど、民主化はなかなか進んでいないようにみえる。東欧革命と社会主義圏崩壊の時期である1989-91年の状況に比べても、ほとんど変わっていないし、国によっては若干後退した感もあると思われる。
- (2) 水利事業と同じく、公共事業として共同体のための賦役労働を大量に必要とするものがあり、それが共同の備蓄なり、共同体成員に対する救恤機能を持つならば、それもまたアジア的生産様式に類似したものであると考える。一番可能性があるのは、古代中南米文明における神殿建設および神殿経済である。
- (3) 井田制のモデルに近いものとしては、インカのアイユ Ayllu の例を挙げることができる。インカにおける共同体アイユの土地は、インカ・太陽神・共同体

自身の3つに分割され、インカの土地、太陽神の土地は共同体の首長の下に共同体成員によって耕され、収穫はそれぞれ中央権力および聖職者への貢納とされた。だが、集められた生産物の一部は共同の備蓄として、寡婦・老人・孤児などの扶育のために、あるいは飢饉などの救恤に用いられた。

- (4) 渡辺信一郎によれば、古代中国において国家は、公民（直接生産者）に対し、個々の農民経営にとって必要な、生産諸条件の維持・再生産のために、農民を徴発し、様々な事業に投入した。渡部は、この賦役労働を社会的必要労働と呼んでいる。筆者は、これを共同体のための賦役労働を国家の側から捉えたものであると考えている。
- (5) アジア的農法—とくに東アジアの農法—は、経営拡大にとって特有の難しさを有していた。というのも、稲作でも麦作でも、農作業はひどく手間のかかる手仕事（手廻）が中心であり、とくに中耕と呼ばれる作物の生育を良くするため条間を耕起する作業を数回丁寧に行わなければならない、それを省けば収穫に大きく影響する。それらから、東アジアの主穀生産は、大農経営に向かないものとなっている。このような状況は、20世紀中葉に至るまでほとんど変わることにはなかった。
- (6) 国家最高地主説に対し野呂を厳しく批判したのが、野村耕作「日本における地主的土地所有の危機」（『プロレタリア科学』1930年11月）である。野村は、日本資本主義の発展につれ漸次軽減された地租は、全収穫高の5%程度（1927年）であり、明治初年の地租が封建的地代であったとすれば、それは最早近代的地租（租税）であるとし、「かくの如き地租を取得する国家を以て今日なおも封建的地主であると断言する同志野呂は、この時だけ少し頭がふれていたのではなかったか。」（『日本における地主的土地所有の危機』文理閣1988 p.21）とまで酷評している。但し、野村が批判しているのは、野呂が国家最高地主説を昭和初期にまで引きずって適用していることに対してであって、ことに明治初期に関しては野呂の主張を認めるかのようである。
- (7) 「ロシアでは、私法上どれほど「確立した既得権」であろうと、国家は思いのままにこれを取り消す権利をもち、したがって臣民の保有地にたいしても至上権を行使する権利をもつ、こうした観念が支配的である」（ウーバー『ロシア革命論Ⅰ』pp.99-100）。なお、このパラグラフの数行後に「何ものにも制約されないロシア国家の至上権」といった表現も使われている。

アジア的社会においては、臣民に認められた私的土地所有は、国家の利害のもと、必要ならば、取り上げることが可能である。何故なら、認めると認められる関係においては、認める方と認められる方には、明白な格差、というより隔絶した地位と権力の相違が存在するからである。近代法を装うアジア的国家も、その点においては同様だと考える。主権者である君主とそれに臣従する公民という隔絶した地位の相違が存在する。

- (8) 渡部義通(1974)によれば、1930年秋から冬にかけて、党指導部のメンバーであった岩田義道を中心に『日本通史』の企画が持ち上がる。野呂栄太郎、渡部義通、羽仁五郎が編集委員となり、鉄塔書院から出版する予定であった。岩田が地下活動に転じた後、次第に編集委員のまとめ役となったのが野呂であった。31年春から刊行する予定であったこの企画は、執筆陣が集まらず挫折してしまう。当時、左翼陣営において日本通史の執筆陣に加わることが可能なメンバーが、もともと少なかったという事情があった。特に古代史・中世史研究者が少なかった。結局、『通史』の範囲を明治以降の歴史に絞れば、野呂、服部、羽仁など執筆者が揃うところから、野呂はできるところから実現するという方針に切り替え、『日本資本主義発達史講座』を構想するようになった、と渡部は回想している。
- (9) 元寇の半世紀後に後醍醐帝の専政回復の試みがあったが、それはエピソードに終る。だが、もしモンゴル軍の北九州占領が長引けば、どうなったであろうか。さらに近世のとは口において織豊政権は商工業および交通手段の発展を足場に、全国統一を成し遂げ、かつ中央集権的な統治を目指していたように思われる。もし彼らが朝鮮出征ではなくマニラ出征などカトリック諸国との衝突を選択していたら、どうなったであろうか(平川新『戦国日本と大航海時代』中公新書2018)。
- (10) たとえば、パレスチナ出身の知識人で、さらにムスリムではなく中東のキリスト教徒であるエドワード・サイードの『オリエンタリズム』が、フーコーやグラムシといった西欧の思想を踏まえた上での西欧の「東洋学」批判であるところに意義があると考ええる。

参考文献

- 網野善彦『歴史としての戦後史学』KADOKAWA 2018年
 網野善彦『日本中世土地制度史の研究』塙書房 1991年
 石母田正『封建制成立の二三の問題』『古代末期政治史序説』未来社 1956年
 石母田正『日本の古代国家』岩波書店 1971年
 猪俣津南雄『現代日本研究 マルクス主義の立場より』改造社 1929年
 猪俣津南雄『農村問題入門』中央公論社 1937年
 ウィットフォーゲル『オリエンタル・デスポティズム』新評論 1992年
 ウェーバー『ロシアにおける市民的民主主義の状態について』『ロシア革命論Ⅰ』
 雀部幸隆&小島定訳 名古屋大学出版会 1997年
 太田秀通『東地中海世界』岩波書店 1977年
 梶谷懐『中国経済講義—統計の信頼性から成長へのゆくえまで』中公新書 2019年

- 何清漣&程曉農『中国—とっくにクライシスなのに崩壊しない“紅い帝国”の
カラクリ』ワニ・ブックス 2017年
- 木村正雄『中国古代帝国の形成』不昧堂書店 1965年
- サイード『オリエンタリズム』上下 平凡社 1993年
- 坂本賞三「荘園公領制成立のいくつかの問題」『史人』第6号 2015年
- 玉城哲『風土の経済学—西欧モデルを超えて』新評論 1984年
- 対馬忠行『日本資本主義論争史論』黄土社 1948年
- 野呂栄太郎『日本資本主義発達史』鉄塔書院 1930年
- 橋場弦『丘のうえの民主政—古代アテネの実権』東大出版会 1997年
- ヘーシオドス『仕事と日』松平千秋訳 岩波文庫 1986年
- 堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』岩波書店 1976年
- 渡部義通『思想と学問の自伝』河出書房新社 1974年
- 渡辺信一郎『中国古代の財政と国家』汲古書院 2002年
- ラス・カサス『インディアスの破壊に関する簡潔な報告』柴田秀藤訳 岩波文庫
2013年

(ふくもと・かつきよ 商学部名誉教授)